



JULY 2021

「かかりつけ医機能」をめぐる動きの一面

財務省審議会の建議等で「かかりつけ医を制度化すべき」
厚労省は機能の強化や普及のために新たな事業を実施

Point 1

財務省の財政制度等審議会が取りまとめた建議の中で、かかりつけ医を制度化すべきという考え方が示された。経済財政諮問会議における議論でも同様に、制度化すべきという意見が出ている。

Point 2

厚生労働省は、かかりつけ医機能の強化や普及をさらに進めるため新たな事業を行う。

Point 3

薬剤師・薬局については、特定の機能を有する薬局を認定する制度が8月に施行される。認定される機能は、「かかりつけ薬剤師・薬局機能」などを想定したもの。

外来機能の明確化や機能分化を
さらに進めるための方策として

財務省の財政制度等審議会(財務大臣の諮問機関)が5月に取りまとめた「財政健全化に向けた建議」の中で、かかりつけ医を制度化すべきという考え方が示されました。

建議では、主要分野において取り組むべき事項に社会保障等が挙げられ、その中で、効率的で質の高い医療提供体制の整備に関連し、診療所における「かかりつけ医」を速やかに法制上明確化(制度化)すべきとしたものです。

かかりつけ医機能の定義がすでに明らかにされていることや、薬剤師・薬局については、かかりつけ薬剤師・薬局の推進に向けて、法制上の対応が進んでいることを踏まえ、かかりつけ医を速やかに制度化するとともに、機能分化を進め、医療機関や患者

の行動の変容を促す方策を推進すべきである、などとしています。

かかりつけ医機能に関しては、内閣府に設置されている経済財政諮問会議の議論でも、制度化を進めるべきという考えが示されていました。

一方、厚生労働省は、かかりつけ医機能の強化や一層の普及が求められていることを踏まえ、新たに「かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業」を行います。かかりつけ医機能にかかる好事例を収集し、その横展開を図るなどの取り組みが予定されています(3ページに概要掲載)。

なお、薬剤師・薬局については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)等の一部を改正する法律」によって、特定の機能を有する薬局を都道府県知事が認定する制度が創設されます。改正法の同制度に係る部分がこの8月1日に施行されます。かかりつけ薬剤師・

■「財政健全化に向けた建議」において示された「かかりつけ医」に関する考え方(抜粋)

◎今般、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の嚆矢(こうし)となる取り組みとして、大病院と中小病院等の外来における機能を明確化し、機能分化を進めるための(紹介状なし患者の)定額負担を拡大することとされたが、さらに取り組みを進めるべき。

具体的には

背景・理由

緩やかなゲートキーパー機能を備えた「かかりつけ医」の推進は不可欠

- 複数の慢性疾患を抱える患者が増加する超高齢化社会において、患者がその状態に合った医療を受けるようにするため。
- 有事を含め国民が必要な時に必要な医療にアクセスできるようにするため。

そのため

背景・理由

診療所における「かかりつけ医」機能を法制上明確化(制度化)すべき

- すでに日本医師会等において「かかりつけ医」の定義が明らかにされている。

「かかりつけ医」とは(定義)

◎なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。

- かかりつけ医は、日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療および保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する。
- かかりつけ医は、自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築する。
- かかりつけ医は、日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行う。また、地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療を推進する。
- 患者や家族に対して、医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行う。

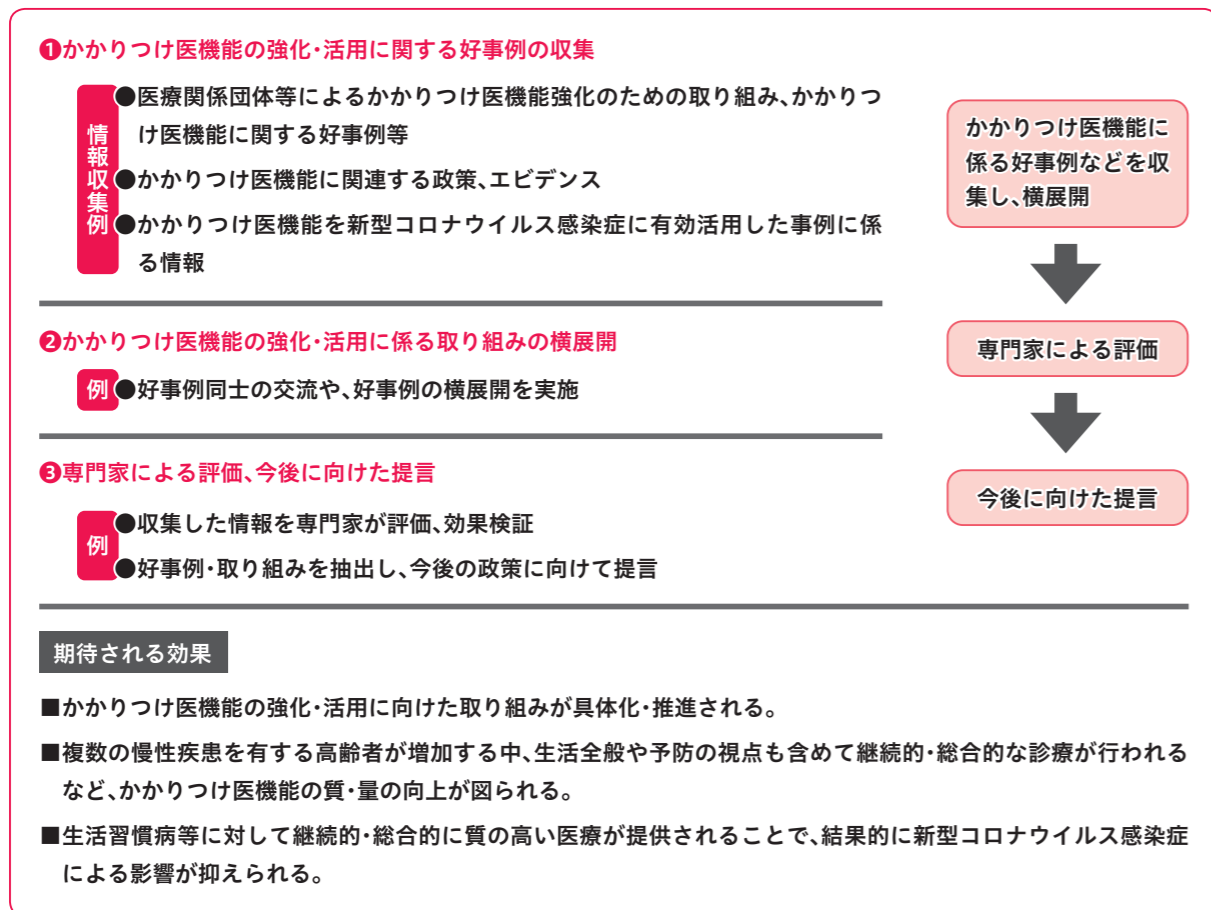
日本医師会・四病院団体協議会合同提言(2013年8月8日)「医療提供体制のあり方」からの引用

- 薬剤師・薬局については、かかりつけ薬剤師・薬局の推進に向けて、法制上の対応が進んでいる(2021年8月1日に制度施行)。

(財政制度等審議会財政制度等分科会「財政健全化に向けた建議」(2021年5月21日)の参考資料 (https://www.mof.go.jp/about/mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20210521/04.pdf)に基づいて加工・作成)

薬局に対応する「地域連携薬局」と、高度薬学管理機能に対応する「専門医療機関連携薬局」を認定する仕組みです。

■「かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業」の概要



〔「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の成立について/令和3年2月8日第78回社会保障審議会医療部会会議資料(抜粋) (<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000787300.pdf>)に基づいて加工・作成〕

好事例を調査・収集し、その情報・ノウハウを各地域へ

厚生労働省が2021年度の新規事業として実施する「かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業」は、かかりつけ医機能に関する好事例を収集し、専門的検討を行うことで、かかりつけ医機能が地域で求められている役割を明らかにするとともに、好事例の横展開を図り、かかりつけ医機能のさらなる普及を進めるというものです。事業費として4,500万円余りの予算が計上されています。

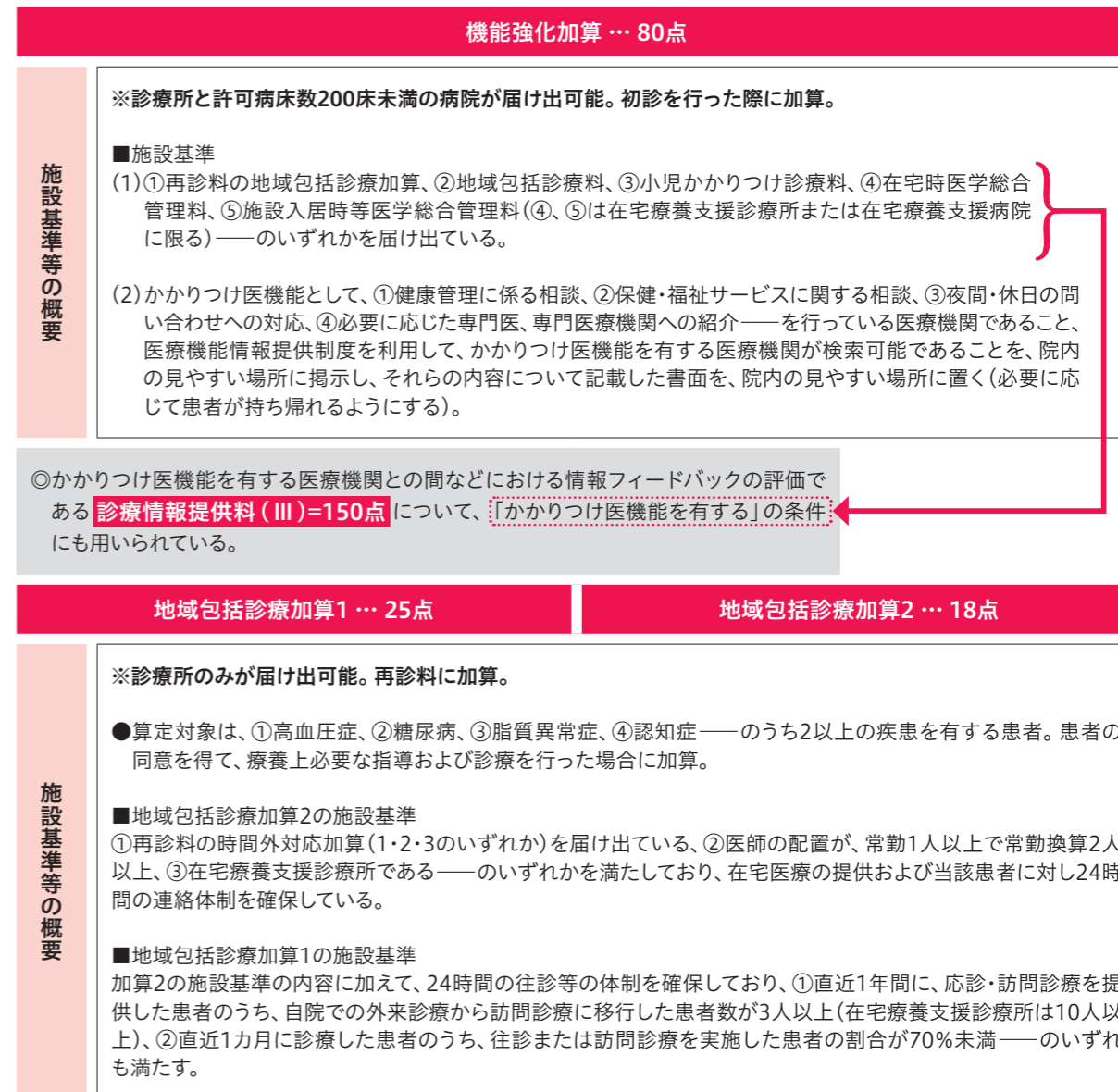
公募で選定された実施主体(団体)が、医療関係団体に対するヒアリングや実地調査等を行い、地域でかかりつけ医機能を発揮している好事例についての情報収集などを行います。好事例に係る情報・ノ

ウハウは広く各地域で共有していくことになります。

かかりつけ医機能の強化等に関しては、厚生労働省の医療計画の見直し等に関する検討が昨年12月に「外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書」を取りまとめていました。その中で、かかりつけ医機能を発揮している事例等を調査・研究することや、かかりつけ医機能に係る好事例の横展開を図ることなどに言及していました。

また、外来機能の明確化・連携を進めていくに当たっては、国民・患者が、かかりつけ医をもち、日常的にはかかりつけ医機能を担う医療機関を受診し、必要に応じて、状態に合った他の医療機関を紹介してもらうなど、外来医療のかかり方に関する理解を深めることが重要であるなどと指摘していました。

【参考】かかりつけ医機能に係る診療報酬評価の例



(厚生労働省の「令和2年度診療報酬改定について」における「診療報酬の算定方法の一部を改正する件(医科点数表の初・再診料および医学管理等)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603747.pdf>) および (<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603749.pdf>)、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666310.pdf>)、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000602944.pdf>)に基づいて加工・作成)

《発行》
アステラス製薬株式会社
東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》
医療総研株式会社 (担当:田中 勝志)
東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイイツ8F 〒151-0002
TEL.03-6451-1617